

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【会社名】	イーソル株式会社
【英訳名】	eSOL Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 勝敏
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03-5365-1560(代表)
【事務連絡者氏名】	社長室長 落合 藤夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03-5365-1560(代表)
【事務連絡者氏名】	社長室長 落合 藤夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年3月27日開催の当社第45回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2020年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円50銭（普通配当4円00銭、上場市場変更記念配当1円50銭）

配当総額 111,877,348円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として長谷川勝敏、上山伸幸、徳永太、山田光信、権藤正樹、中井戸信英の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として丸山武四、奥谷弘和、高橋廣司の各氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入すること、並びに譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額40,000千円以内とするものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

2020年2月29日をもって取締役を辞任いたしました久保田伊佐雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

また、取締役 長谷川勝敏、上山伸幸、徳永太、山田光信及び権藤正樹の各氏に対して、本株主総会の終結の時までの在任期間を対象に、当社所定の役員退職慰労金の算定基準による相当額の範囲内で、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うこととし、その具体的な金額、支払いの時期及び方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	169,068	42	-	(注)1	可決 99.96
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件					
長谷川 勝 敏	167,985	1,125	-	(注)2	可決 99.32
上 山 伸 幸	169,065	45	-		可決 99.96
徳 永 太	169,065	45	-		可決 99.96
山 田 光 信	169,065	45	-		可決 99.96
権 藤 正 樹	169,065	45	-		可決 99.96
中井戸 信 英	169,061	49	-		可決 99.96

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
丸山武四	168,579	531	-		可決 99.67
奥谷弘和	152,807	16,303	-	(注)2	可決 90.35
高橋廣司	167,529	1,581	-		可決 99.05
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件					
	168,572	538	-	(注)1	可決 99.67
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件					
	151,032	18,078	-	(注)1	可決 89.30

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上